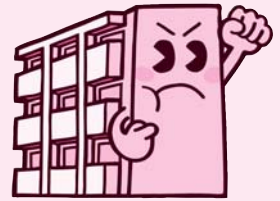


# 市営住宅入居者募集

市営住宅の入居者を募集します。入居者は抽選により決定します。

- 申込先 本庁都市計画課及び各総合支所地域整備課
- 申込受付期間 2月13日（金）～27日（金）
- 抽選会 3月3日（火）
- 入居時期 入居許可日から10日以内



対象住宅	間取り・建築年度	募集戸数	部屋の所在	家賃	申込資格
日山住宅 7棟2号 龍野町日山 4階建	2UK 昭和48年	1戸	1階	12,300円～ 24,000円	①たつの市内に3ヵ月以上住んでいるか、または市内に3ヵ月以上勤務場所を有していること。 ②同居する親族のある方。もしくは、52歳以上（昭和31年4月1日以前生）又は身体等に障害のある単身の方 ※夫婦の別居、友人等の寄合世帯の申込み、他に扶養義務者のある祖父母、親、兄弟、姉妹などと呼んで同居するなど不自然な合体・分離をした世帯については、申し込むことはできません。 ③所得から、入居しようとする世帯員の合計数から1を引いた数に38万円をかけた額を引き、12で割った金額が20万円（高齢・障害者世帯等は26万8千円）以下であること。※その他障害者控除等があります。詳しくは下記までお問い合わせください。 ④自ら居住する住宅を必要とし、現在住宅に困っておられる方 ⑤入居者が暴力団員でないこと。 ⑥市税を滞納していないこと。
町屋住宅 201号 揖保川町半田 2階建	3DK 平成15年	1戸	2階	20,700円～ 45,500円	
黒崎住宅 113号 御津町黒崎 2階建	3DK 平成14年	1戸	1、2階 (メゾネット)	20,900円～ 46,000円	

※掲載家賃は、平成21年3月分までの家賃です。4月分以降の家賃は、2月下旬に決定する予定ですので、決定次第お知らせします。

- ▶都市計画課（☎64・3163） ⑨地域整備課（☎75・2430） ⑩地域整備課（☎72・7603）
- ⑪地域整備課（☎079・322・2243）

## ふるさと応援寄附金を いただきました

ありがとうございました。

平成20年12月中にご寄附いただいた方々

氏名	住所	金額
家氏隆章 様	西宮市	50,000円
匿名 24件		1,630,000円
	計 25件	1,680,000円
平成20年12月末日までの寄附金合計		3,328,765円

あなたの寄附金が、ふるさと「たつの市」のまちづくりに生かされます。

ぜひ、あなたも「たつの市」のまちづくりに参加を！

「ふるさと応援寄附金」の詳細は、「広報たつの」平成20年10月号をご覧ください。企画課（☎64・3141）までお問い合わせください。



### お寄せいただいたメッセージ

子どもの教育に当て、心豊かな活動に使用してほしい。

生まれ育った町であり、現在も母が暮らしております。ゆくゆくは、私は帰郷するつもりであり、是非、有効な施策の一助としてお使い頂けますと幸い。

市役所の皆さん、いつもご苦労さまです。市のために役立ててください。

1市3町で合併した『新生たつの市』が発展するために、わずかではありますが役立てていただきたい。

# 市税前納報奨金制度の見直しについて

## 平成23年度から前納報奨金制度が廃止されます。

この制度は、戦後の混乱した社会情勢の中、税収の早期確保や納税意欲の高揚等を図るため、昭和25年に創設されたものですが、口座振替の普及など自主納税の意識が高まり、制度の一定の目的が達成されていること、負担の公平性の確保及び行財政改革の推進等を総合的に判断し、平成23年度から廃止することとします。ただし、廃止に当たっては、交付率を引き下げた上で制度を一定期間継続する経過措置を設けることとし、平成21年度及び平成22年度に限り、交付率を従来の「100分の0.5」から「100分の0.3」に引き下げ前納報奨金を交付します。

## 平成21年度の前納報奨金制度は以下のとおりとなります。

(年税額から報奨金を差し引いた金額が、実際に納付していただく金額になります。)

- 対象となる税：個人の市・県民税（普通徴収分）と固定資産税・都市計画税
- 対象となる納付方法：第1期の納期限内に全期前納（第1期から第4期までの税額を一括して納付すること。)
- 対象となる税の限度額：年税額50万円、期別税額12万5千円
- 計算方法：全期前納した各期別の税額×100分の0.3×第1期の納期限から各期の納期までの月数  
詳細は、下記のとおりです。(計算した結果、合計100円未満である場合、交付されません。)

### ※ [年税額50万円の場合の計算式]

#### (1) 個人市・県民税（普通徴収分）

納期	第1期	6月17日から6月30日まで
	第2期	8月1日から8月31日まで
	第3期	10月1日から10月31日まで
	第4期	翌年1月1日から1月31日まで

算式	第2期分	$125,000 \times 100\text{分の}0.3 \times 1\text{月} = 375\text{円}$
	第3期分	$125,000 \times 100\text{分の}0.3 \times 3\text{月} = 1,125\text{円}$
	第4期分	$125,000 \times 100\text{分の}0.3 \times 6\text{月} = 2,250\text{円}$
	計	3,750円（交付限度額）

期	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
第1期			納期第1期									
第2期			基準納期	基準納期より1月	納期第2期							
第3期				基準納期より3月		納期第3期						
第4期				基準納期より6月					納期第4期			

◎この結果、実際に納付していただく金額は、500,000円－3,750円＝496,250円となります。

#### (2) 固定資産税・都市計画税 (※平成21年度は3年に1度の評価替の年にあたり、第1期の納期限が5月31日になる予定です)

納期	第1期	5月17日から5月31日まで
	第2期	7月1日から7月31日まで
	第3期	12月1日から12月25日まで
	第4期	翌年2月1日から2月末日まで

算式	第2期分	$125,000 \times 100\text{分の}0.3 \times 1\text{月} = 375\text{円}$
	第3期分	$125,000 \times 100\text{分の}0.3 \times 6\text{月} = 2,250\text{円}$
	第4期分	$125,000 \times 100\text{分の}0.3 \times 8\text{月} = 3,000\text{円}$
	計	5,625円（交付限度額）

期	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
第1期		納期第1期										
第2期		基準納期	基準納期より1月	納期第2期								
第3期			基準納期より6月			納期第3期						
第4期			基準納期より8月						納期第4期			

◎この結果、実際に納付していただく金額は、500,000円－5,625円＝494,375円となります。

※上記の結果、「第2期分以降の一つの納期の税額×100分の0.3×前納月数（個人市・県民税は10月、固定資産税・都市計画税は15月）」の式から求めた金額が前納報奨金額となります。

▶ 税務課 (☎64・3144) ① 地域振興課 (☎75・0251) ② 地域振興課 (☎72・2525) ③ 地域振興課 (☎322・1001)